

令和 6 年 1 0 月 4 日
総 務 部 職 員 課

子育て部分休暇の新設について

1 趣旨

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇を新設することとし、関係条例の改正を行う。

2 制度の概要

(1) 対象者

満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子、その他規則で定める子を養育する職員とする。

その他規則で定める子については、身体障害者手帳、愛の手帳を含む療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又は指定難病を有する子であって、満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子とする。

(2) 取得単位

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲で 3 0 分を単位とする。

(3) 給与の取扱い

承認期間はすべて無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とする。

3 改正概要

別紙を参照

4 改正条例

下表のとおり

No.	改正条例	施行予定日
1	江東区職員の育児休業等に関する条例	令和7年4月1日
2	江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	

<参考> 現行の部分休業制度について

(1) 対象者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員とする。

(2) 取得単位

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で30分を単位とする。

(3) 給与の取扱い

承認期間はすべて無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とする。

令和6年10月4日

総務部職員課

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の理由

子育て部分休暇の新設に伴い規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

部分休業の承認において、取得時間の調整が必要となる他の休暇等として、子育て部分休暇を追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日

江東区職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第14条 (略) (部分休業の承認) 第15条 (略) 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 第16条～第20条 (略)	第1条～第14条 (略) (部分休業の承認) 第15条 (略) 2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 第16条～第20条 (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年10月4日

総務部職員課

**江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について（概要）**

1 改正の理由

小学校就学中の子及びその他規則で定める子を養育する職員を対象とする
子育て部分休暇を新設するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

小学校就学中の子及びその他規則で定める子を養育するための休暇として、
子育て部分休暇に関する規定を新たに定める。

3 施行期日

令和7年4月1日

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について	第1条～第9条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第16条の3第1項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について

準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

第9条の3～第16条の2 （略）

（加える）

準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項並びに第16条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

第9条の3～第16条の2 （略）

（子育て部分休暇）

第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当

第 17 条～第 19 条 （略）

該職員の子その他規則で定める子を養育する
ため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しな
いことが相当であると認められる場合におけ
る休暇として、子育て部分休暇を承認するも
のとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必
要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で
定める。

第 17 条～第 19 条 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。